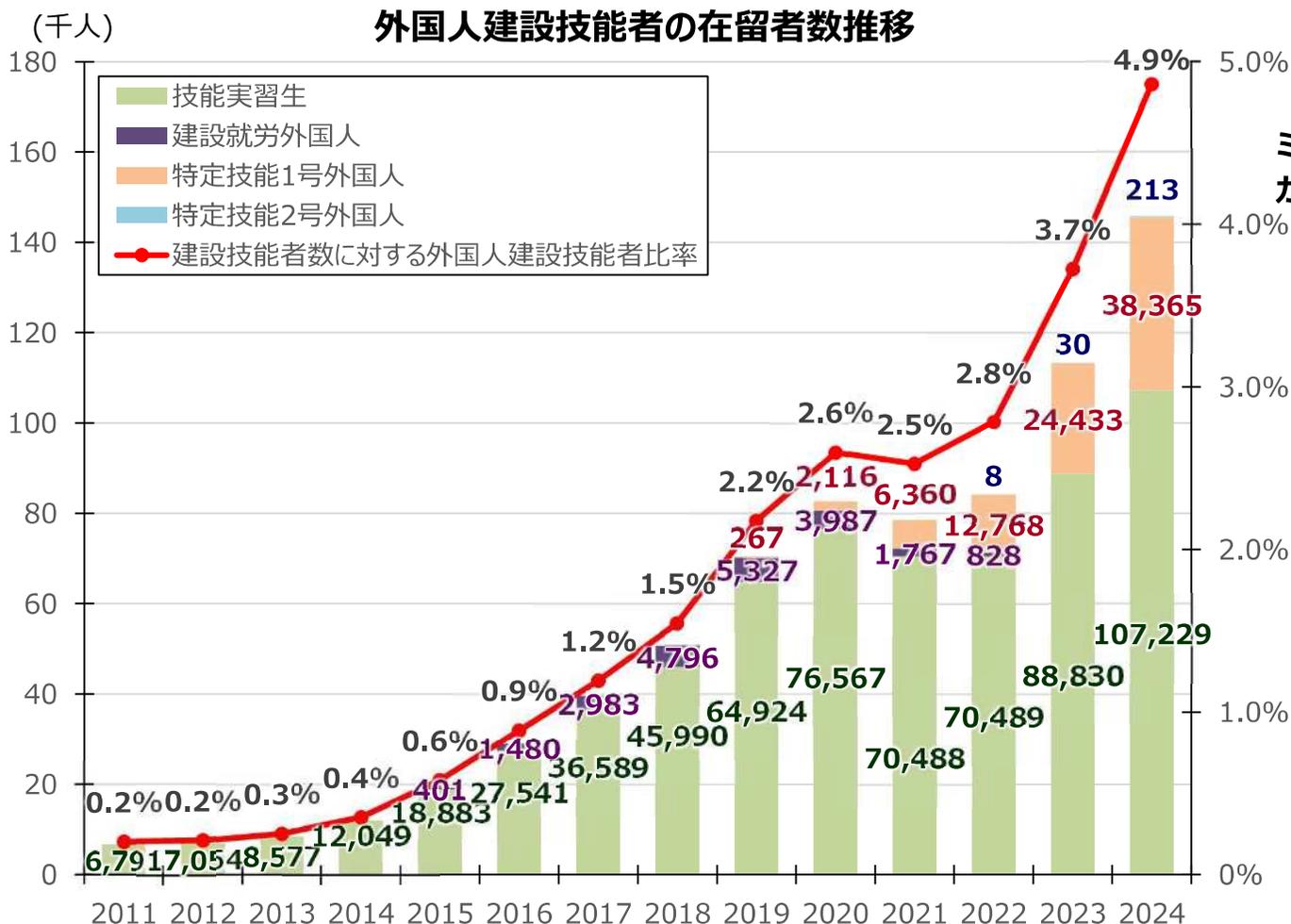


令和8年2月17日
第8回あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会

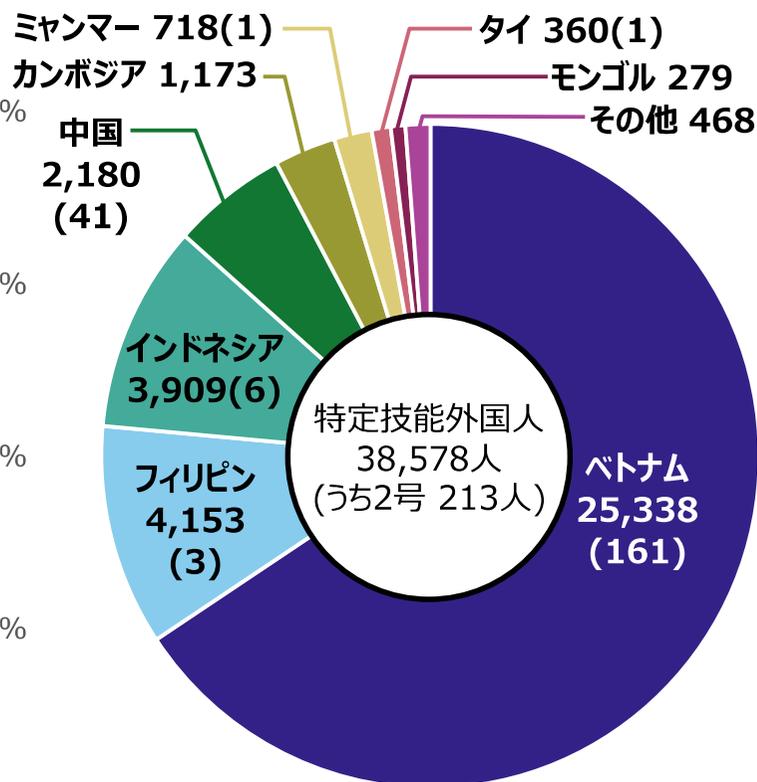
建設分野における外国人材の受入れ

中部地方整備局
建政部 建設産業課

- 建設分野で活躍する外国人技能者の在留者数は約14.6万人で、全建設技能者数の約4.9%
- 在留資格別では技能実習が最多(2024年：約11万人) (ただし、技能実習制度は人材育成により国際貢献を行うことを目的とした制度)
- 特定技能2号外国人は現在213人が在留 (2024年12月末時点)



国籍・地域別特定技能在留外国人数 (2024年12月末時点)



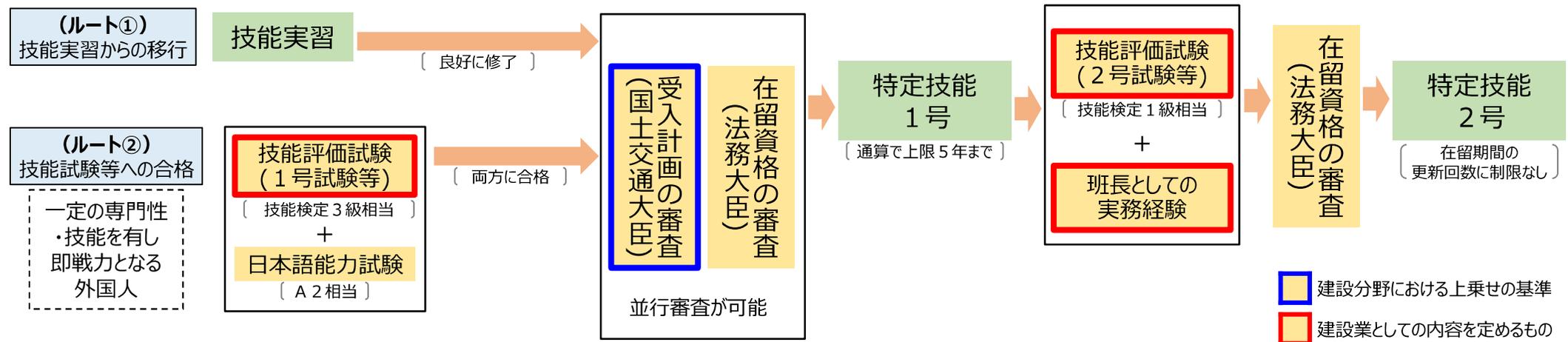
※ 出所 以下公表値を基に国土交通省で作成 (外国人建設技能者数は特定技能外国人、技能実習生、建設就労外国人を合計した人数)

- ・全建設技能者数 : 総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成
- ・特定技能外国人数 : 入管庁の公表資料「特定技能在留外国人数」(在留者数推移グラフにおける数値は各年度末時点又は各年12月末時点)
- ・技能実習生数 : 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ (各年10月末時点)
- ・外国人建設就労者数 : 国土交通省による集計 (各年度末時点、2015年度から2022年度まで)

建設分野における特定技能制度の概要

- 建設分野における特定技能制度では、業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえた上乗せの基準として、国土交通大臣が定める告示(※1)において、受入企業の基準を設定しており、1号特定技能外国人の雇用に際しては、国土交通大臣による建設特定技能受入計画の認定を受けることを求めています。

○ 建設分野における「特定技能」の在留資格の取得及び就労の開始に必要な手続き



○ 建設分野における受入企業の基準及び受入計画の認定要件【告示第2条、第3条】

- ① 建設業法第3条第1項の許可を受けていること
- ② 受入企業及び1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステム(CCUS)に登録していること
- ③ 特定技能外国人受入事業実施法人(※2)又は当該法人を構成する建設業者団体に所属し、その行動規範を遵守すること
- ④ 1号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人と同等額以上の報酬を安定的に支払い、技能の習熟に応じて昇給を行うこと
- ⑤ 賃金等の雇用契約に係る重要事項について、所定の様式による書面で、外国人が十分に理解することができる言語で事前に説明していること
- ⑥ 1号特定技能外国人に対し、受入れ後、国土交通大臣が指定する講習又は研修を受講させること
- ⑦ 国又は適正就労監視機関(※3)による巡回訪問等による受入計画の実施状況の確認、情報収集、指導・助言に対し、必要な協力を行うこと 等

※1：出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件(平成31年国土交通省告示第357号)

※2：一般社団法人 建設技能人材機構 (JAC) が特定技能外国人受入事業実施法人として登録されています。

※3：一般財団法人 国際建設技能振興機構 (FITS) が適正就労監視機関として認められています。

外国人材の適正かつ円滑な受入れに向け、育成就労制度の施行等に伴う詳細な制度設計から中長期的なキャリアパスの構築、外国人共生の取組等、幅広い論点を議論し、その成果を取りまとめ。

1. 外国人技能者

育成就労制度の施行等に伴う事項

育成就労	<p>【転籍制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 転籍制限期間：当面2年とし、将来的には1年を目指す ○ 待遇向上策(昇給率等)：建設業の前年の平均賃金の上昇率以上の昇給率 ○ 日本語水準：A1相当とA2相当の間の一定のレベル(A2.1)
	<p>【分野別協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ JAC所属企業は加入したものとみなす ○ その他企業のみ分野別協議会への加入を義務付け
特定技能	<p>【上乗せ措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の技能実習の上乗せ措置を基本的に踏襲。ただし、労働安全衛生対策の基準を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受入企業：建設業許可、CCUS登録 ・ 処遇：月給制、書面交付、CCUS登録 ・ 受入枠：常勤職員以下（優良企業に緩和措置） ・ 労働安全衛生対策：入国後講習のオリエンテーション 等
	<p>【在籍型出向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本人も含めた建設分野全体における整理を踏まえつつ、引き続き検討
	<p>【上乗せ措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の特定技能の上乗せ措置を基本的に踏襲。ただし、受入枠の緩和措置を導入、労働安全衛生対策の基準を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受入企業：建設業許可、CCUS登録、FITS巡回指導 ・ 処遇：月給制、書面交付、CCUS登録 ・ 受入枠：常勤職員以下（優良企業に緩和措置） ・ 労働安全衛生対策：受入後講習のオリエンテーション 等
	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ルールに従わない企業に対し、受入計画認定取消し以外のペナルティ(社名公表や新規受入停止等)を検討 ○ 登録支援機関名を受入計画の記載事項に追加

中長期的なキャリアパスの構築

- 「外国人就労管理システム」を、出入国在留管理庁の在留情報や建設キャリアアップシステム(CCUS)と連携
- CCUSカードリーダーの導入等に対する支援の創設やCCUSの登録手数料に対する支援の拡充(JAC)
- 建設分野全体で策定する「育成・キャリア形成プログラム」を踏まえた、「キャリア育成プラン」の策定・運用

2. 外国人技術者

- 海外合同就職説明会等の開催等を通じて、外国人技術者を確保する取組の継続
- 一定の技能等を有する特定技能外国人が施工管理等を担うことの可否の検討

3. 建設分野の外国人共生の取組

- 「外国人材とつくる建設未来賞」等の実施に加え、以下を充実
- 【教育支援の充実】**
- ・ 無料日本語講座の拡充、日本社会の理解促進プログラムの提供、日本人従業員向け外国人共生講座の拡充等(JAC, FITS)
- 【生活面の支援】**
- ・ 医療受診サポートの提供、日常生活トラブルに対応した損害賠償保険への加入支援の提供、母国語ホットラインの拡充(JAC, FITS)
- 【地域社会との協働】**
- ・ 受入企業等による優良な事例の収集・抽出・横展開(JAC等)
 - ・ 業界全体での取組の輪の拡大